

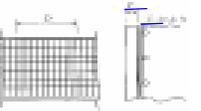
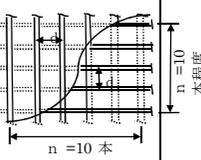
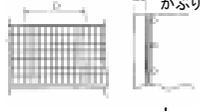
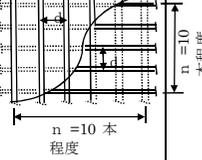
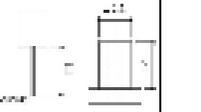
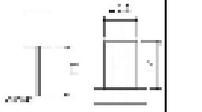
令和5年度 農林土木工事施工管理基準

新旧対照表

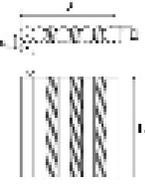
令和4年度 農林土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行（令和4年10月）					改正（令和5年12月）					改定理由
出来形管理基準及び規格値 目次					出来形管理基準及び規格値 目次					
【第7編 地すべり編】					【第7編 地すべり編】					
章、節	条	種 別	準用する出来形管理基準	頁	章、節	条	種 別	準用する出来形管理基準	頁	
(新設)					第9節 排土工及び押え盛土工	1-9-2 排土工		2-3-2 掘削工（切土工）	27	新規追加
						1-9-3 押え盛土工		2-3-3 盛土工	27	新規追加

令和4年度 農林土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行 (令和4年10月)								改正 (令和5年12月)								改定理由							
出来形管理基準及び規格値								出来形管理基準及び規格値															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由	
1 共通編	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4 組立て		組立て	平均間隔 d	±φ	d=D/(n-1) D:n本間の長さ n:10本程度とする φ:鉄筋径	 	出来形管理基準-29	1 共通編	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4 組立て		組立て	平均間隔 d	±φ	d=D/(n-1) D:n本間の長さ n:10本程度とする φ:鉄筋径	 	出来形管理基準-49	測定箇所追加	
						かぶり C	±φかつ最小かぶり以上	工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1ヶ所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については（注1）第3編1-16-2床版工を適用する									設計かぶり±φかつ最小かぶり以上 かぶり						
3 土木工事 共通編	1 一般施工	3 共通の工種	6 小型標識工	2	小型標識工	設置高さH	設計値以上	1箇所/1基		出来形管理基準-30	1 一般施工	3 共通の工種	6 小型標識工	2	小型標識工	設置高さH	設計値以上	1箇所/1基		出来形管理基準-30	誤植		
						基礎	幅 w (D)	-30								基礎 1基毎	基礎	幅 w (D)				-30	基礎 1基毎
							高さ h	-30										高さ h				-30	
							根入れ長	設計値以上										根入れ長				設計値以上	
3 土木工事 共通編	1 一般施工	3 共通の工種	18 伸縮装置工	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点	 	出来形管理基準-34	1 一般施工	3 共通の工種	18 伸縮装置工	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点	 	出来形管理基準-34	誤植		
						高さ	橋軸方向各点誤差の相対差	3								表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	高さ	橋軸方向各点誤差の相対差				3	表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下
							表面の凹凸	3								歯咬み合い部は車道端部、中央部の各3点		表面の凹凸				3	歯咬み合い部は車道端部、中央部の各3点
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2									歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2						
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2									歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2						
						歯咬み合い部の縦方向間隔W2	±5									歯咬み合い部の縦方向間隔W2	±5						

令和4年度 農林土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行 (令和4年10月)										改正 (令和5年12月)										改定理由							
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値																	
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
										単位: mm																	
										単位: mm																	
3	1	10	9		連続地中壁工 (柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		D: 杭径 出来形管理基準-58	3	1	10	9		連続地中壁工 (柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		D: 杭径 出来形管理基準-58	3	1	10	9		連続地中壁工 (柱列式)
						連壁の長さℓ	-50																				
						変位 d	D/4以内																				
						壁体長 L	-200																				
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2																				
3	1	12	1	1	鍛造費 (金属支承工)	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の極軸及び極軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを要する。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支保便覧参照		出来形管理基準-59	3	1	12	1	1	鍛造費 (金属支承工)	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の極軸及び極軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを要する。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支保便覧参照		出来形管理基準-59	3	1	12	1	1	鍛造費 (金属支承工)
						ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ																					
						中心距離 ≤1000mm	1以下																				
						ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ																					
						中心距離 >1000mm	1.5以下																				
ドリル加工用孔 (アンカー加工)	≤100mm	+3 -1																									
ドリル加工用孔 (アンカー加工)	>100mm	+4 -2																									
アンカー加工用孔 (鑄放)	孔の中心距離※1	JIS B 0403-1995 CT13																									
センターボス	ボスの直径	+0 -1																									
センターボス	ボスの高さ	+1 -0																									
ボス※5	ボスの直径	+0 -1																									
ボス※5	ボスの高さ	+1 -1																									

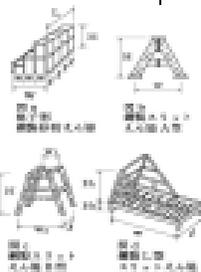
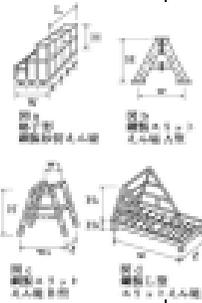
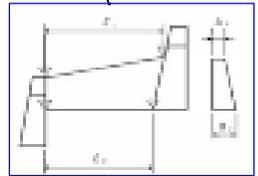
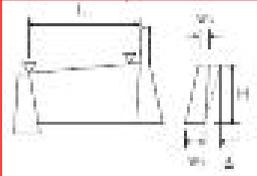
文字の場所

誤植

令和4年度 農林土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行 (令和4年10月)															改正 (令和5年12月)															改定理由
出来形管理基準及び規格値															出来形管理基準及び規格値															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	単位: mm	単位: mm							
3	土木工事共通編	12	5	鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0~+30	製品全数を測定。		出来形管理基準-90	3	土木工事共通編	12	5	鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0~+30	製品全数を測定。		出来形管理基準-90	追加								
					仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 σ1 (mm)	±4	両端及び中央部付近を測定。		設計値 ±4						両端及び中央部付近を測定。														
						フィンガーの食い違い σ2 (mm)	±2			±2																				
5	治山編	1	3	コンクリート治山ダム本体工	基準高▽	±30 (注)	設計図に示してある箇所を測定		(注) 放水路以外の基準高規格値は±50	5	治山編	1	3	コンクリート治山ダム本体工	基準高▽	±30	設計図に示してある箇所を測定			削除										
					天端幅 a1 放水路幅 a2 a3	-30			-30																					
					提敷幅 b	-30			-30																					
					放流水路長 θ1 θ2 インクラ長 θ3	±50			±50																					
					堤長 L1 L2	-50			-50																					
5	治山編	1	3	側壁工 (コンクリート)	基準高▽	±30	1 図面の寸法表示箇所を測定。 2 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。			5	治山編	1	3	側壁工 (コンクリート)	基準高▽	±30	1 図面の寸法表示箇所を測定。 2 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。													
					断面幅 a1, a2	-30	3 長さは、天端中心線の水平延長、又は測点に直角な水平延長を測定。		-30																					
					長さ θ1 θ2	-50			-50																					
5	治山編	1	4	鋼製枠ダム本体工 (不透過型)	水通し部	堤 高▽	±50	1. 図面に示してある箇所を測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規定値は適用しない。		出来形管理基準-83	5	溪間編	4	鋼製治山ダム工	水通し部	堤 高▽	±50	1. 図面に示してある箇所を測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規定値は適用しない。		出来形管理基準-83	基準類の改定に伴う修正									
						長さ θ1、θ2	-50															-50								
						幅 W1, W3	-50															-50								
					袖部	下流側倒れ△	±0.02H1										±0.02H1													
						袖高▽	±50										±50													
						幅 W2	±50										±50													
						下流側倒れ△	±0.02H2										±0.02H2													

令和4年度 農林土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行 (令和4年10月)										改正 (令和5年12月)										改定理由						
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
5	1	4	7		鋼製スリットダム 本體工 (透過型)	堤 長L (格)	±50	設計図に表示してある箇所で測定。 土台分及び軸部等コンクリート部分は5-1-3-3コンクリート治山ダム本體工による。 (備考) 格：格子型鋼製砂防えん堤 A：鋼製スリットえん堤 B：鋼製スリットえん堤 L：鋼製スリットえん堤 L型		出来形管理 基準-83	5	1	4	5		鋼製ダム本體工 (透過型)	堤 長L (格)	±50	設計図に表示してある箇所で測定。 土台分及び軸部等コンクリート部分は5-1-3-3コンクリート治山ダム本體工による。 (備考) 格：格子型鋼製砂防えん堤 A：鋼製スリットえん堤 B：鋼製スリットえん堤 L：鋼製スリットえん堤 L型		出来形管理 基準-83	5	1	4	5	
						堤長ℓ (格・B・L)	±10																			
						堤幅W (格)	±30																			
						堤幅w (格・B・L)	±10																			
						堤幅w (A)	±5																			
						高さH (格・B・L)	±10																			
						高さH (A)	±5																			
5	1	4	8		側壁工 (鋼製)	基準高▽	±50	設計図に表示してある箇所で測定。		出来形管理 基準-83	5	1	4	6		鋼製側壁工	基準高▽	±50	設計図に表示してある箇所で測定。		出来形管理 基準-83	5	1	4	6	
						断面幅 a1, a2	-50																			
						長さ ℓ1 ℓ2	-50																			

令和4年度 農林土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行（令和4年10月）	改正（令和5年12月）	改定理由
品質管理基準及び規格値 目次	品質管理基準及び規格値 目次	
	40. 押え盛土工 81	新規追加

土木工事事品質管理基準 新旧対照表

現行 (令和4年10月)								改正 (令和5年12月)								改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認	
トリートメント・コンクリートダンプ・	材料	示されたJISマーク表							トリートメント・コンクリートダンプ・	材料	示されたJISマーク表	セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○	新規追加
11 アスファルト舗装	材料	必須	ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧表 3. 3. 17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。	○	11 アスファルト舗装	材料	必須	ファイラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧表 3. 3. 17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆	
11 アスファルト舗装	材料	必須	ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。	○	11 アスファルト舗装	材料	必須	ファイラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆	
11 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初期締固め前）	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	○	11 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初期締固め前）	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。		追加	
13 グレiss アスファルト舗装	材料	必須	ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧」表 3. 3. 17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。	○	13 グレiss アスファルト舗装	材料	必須	ファイラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧」表 3. 3. 17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆	
13 グレiss アスファルト舗装	材料	必須	ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。	○	13 グレiss アスファルト舗装	材料	必須	ファイラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・当初、試験練り検査結果により省略する。	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆	

土木工品質管理基準 新旧対照表

現行 (令和4年10月)								改正 (令和5年12月)								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
19 吹付工	材料	その他(レディーミクス)表示	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	19 吹付工	材料	その他(レディーミクス)表示	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	2020制定規格の追加
19 吹付工	材料	その他(レディーミクス)表示	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	19 吹付工	材料	その他(レディーミクス)表示	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石灰質酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	2020制定規格の追加
19 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程 JSCE-F 561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクスコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種についてはミキサーの練混ぜ性能試験の項目を参照		19 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程 JSCE-F 561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクスコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種についてはミキサーの練混ぜ性能試験の項目を参照		脱字
20 現場吹付法検査	材料	その他(レディーミクス)表示	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	必要に応じて試験成績表による確認を行なう。	○	20 現場吹付法検査	材料	その他(レディーミクス)表示	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	必要に応じて試験成績表による確認を行なう。	○	2020制定規格の追加

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行 (令和4年10月)							改正 (令和5年12月)							改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要
20	現場吹付法枠工	材料	骨材の密度及び吸水率試験 その他(レディーミクス)	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ細骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○	20	現場吹付法枠工	材料	骨材の密度及び吸水率試験 その他(レディーミクス)	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ細骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○	2020制定規格の追加	
20	現場吹付法枠工	施工	必須 コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程 JSCE-F561-2013	設計図書による。	1回6本吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ ₁ …3本、σ ₂ …3本)とする。 ・参考値:18N/m ² 以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	20	現場吹付法枠工	施工	必須 コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程 JSCE-F561-2013	設計図書による。	1回6本吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ ₁ …3本、σ ₂ …3本)とする。 ・参考値:18N/m ² 以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照		脱字		
24	道路土工	施工	必須 現場密度の測定(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm:砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm:舗装調査・試験法便覧[4]-256	【砂質土】 ・路体:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) 【粘性土】 ・路体:自然含水比またはトラフィックビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部:トラフィックビリティが確保できる含水比において空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ² につき1回の割合で行う。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ² につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	24	道路土工	施工	必須 現場密度の測定(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm:砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm:舗装調査・試験法便覧[4]-256	【砂質土】 ・路体:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) 【粘性土】 ・路体:自然含水比またはトラフィックビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部:トラフィックビリティが確保できる含水比において空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ² につき1回の割合で行う。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ² につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		誤字		

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行 (令和4年10月)								改正 (令和5年12月)								改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認	
24	施工	必須		または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・ 路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・ 路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・ 路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトライブリカペリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m ² 未満：5点 ・ 500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・ 1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・ 最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・ 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、(再)転圧を行うものとする。		24	施工	必須		または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・ 路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・ 路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・ 路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトライブリカペリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m ² 未満：5点 ・ 500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・ 1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・ 最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・ 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、(再)転圧を行うものとする。		誤字	
40 新設			(新設)						40 押え盛土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			基準類の改定	
			(新設)						施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm： 突砂法(舗装調査・試験法便覧[4]-256)	最大乾燥密度の85%以上。又は、設計図書に示された値。	1000m ³ につき1回の割合で行なう。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。				
												又は、「IS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが測定回数だけ締め固められたことを確認する。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。築填は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ³ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m ² 未満：5点 ・ 500m ² 以上1,000m ³ 未満：10点 ・ 1,000m ² 以上2,000m ² 未満：15点	・ 最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・ 左記の規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。				

盛土材料取扱基準 新旧対照表

<p>現行 (令和4年10月)</p> <p>盛土材料取扱基準</p>	<p>改正 (令和5年12月)</p> <p>盛土材料取扱基準</p>	<p>改定理由</p>
<p>1. 適用範囲 静岡県交通基盤部が発注する道路工事に盛土材料を使用する場合には、この基準によるものとする。</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 切込碎石 切込碎石とは、岩石を破砕する機械（リッパ、バックホウ、ブレーカー等）およびクラッシャーで小割し、フルイ等でオーバーサイズを除き、岩砕と山土が混合したものをいう。</p> <p>3) 山砂利 砂利層の地山から採取したもので、良好な粒度分布を有するものをいう。</p> <p>4) 山土 道路用盛土材料として十分な強度と支持力を有し、変形量が少なく水が侵入しても膨潤弱化しにくいものをいう。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5) 再生材（再生盛土材、再生基礎裏込材） 再生材とは、セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート発生材、鋳物砂のほか再生処理工場で再生処理した製品をいう。</p> <p>6) 土質改良材 土質改良材とは、土砂を石灰安定処理等の安定処理したもの及び焼成処理したものをいう。</p> <p>7) 泥土改良土 泥土改良土とは、泥土（浚渫土のうちおおむねコーン指数2以下のもの及び建設汚泥）を安定処理したものと及び焼成処理したものをいう。（汚染土を除く。） ※泥土のうち建設汚泥は、廃棄物処理法に定められた手続きが必要である。</p> <p>3 材料の品質規格 (新設)</p> <p>1) 路床材 路床材は、道路土工施工指針や舗装施工便覧などに規定する品質及び施工性を満足し、次に掲げる規格に適合しなければならない。 ①4.750μmフルイを通るものの重量百分率（%）25～100</p>	<p>1 適用範囲 本基準は、静岡県交通基盤部が発注する道路、河川、海岸及び砂防工事において使用する盛土材料に適用する。</p> <p>2 盛土材料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 切込碎石 切込碎石とは、岩石を破砕する機械（リッパ、バックホウ、ブレーカー等）およびクラッシャーで小割し、ふるい等でオーバーサイズを除き、岩砕と山土が混合したものをいう。</p> <p>(3) 山砂利 山砂利とは、砂利層の地山から採取したもので、良好な粒度分布を有するものをいう。</p> <p>(4) 山土 山土とは、盛土材料として十分な強度と支持力を有し、変形量が少なく水が侵入しても膨潤弱化しにくいものをいう。</p> <p>(5) 建設発生土 建設工事に伴って副次的に得られる土砂で、廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当しないものをいう。</p> <p>(6) 良質土 新材及び建設発生土のうち、含水比低下、粒度調整、安定処理等の土質改良を行わなくてもそのまま盛土や埋戻しができるものをいう。</p> <p>(7) 再生材（再生盛土材、再生基礎裏込材） 再生材とは、コンクリート殻またはアスファルトコンクリート殻、鋳物砂等を再生処理工場で再生処理した製品をいう。</p> <p>(8) 土質改良土 土質改良土とは、土砂をセメント、石灰その他のものにより安定処理したものをいう。また、土質改良土に良質土を混合したものは良質土ではなく、土質改良土として扱う。</p> <p>(9) 泥土改良土 泥土改良土とは、泥土（浚渫土のうちおおむねコーン指数200kN/m²以下のもの）または建設汚泥を安定処理したものまたは焼成処理したものをいう。また、泥土改良土に良質土を混合したものは、良質土ではなく、泥土改良土として扱う。（汚染土を除く） ※建設汚泥は、廃棄物処理法に定められた手続きが必要である。</p> <p>3 材料の品質規格</p> <p>(1) 裏込め材・埋戻し材 構造物の裏込め材や埋戻し材は、次に掲げる規格に適合しなければならない。 ①4.75mmふるい通過質量百分率：25～100% ②75μmふるい通過質量百分率：0～25% ③塑性指数（425μmふるい通過分について）：10以下 ④設計CBR：20%以上 ⑤最大粒径：40mm以下</p> <p>(2) 路床材 路床材は、道路土工施工指針等に規定する品質を満足し、次に掲げる規格に適合しなければならない。 ①4.75mmふるい通過質量百分率：25～100%</p>	<p>土質改良土の利用拡大を図るため「適用範囲」「用語の定義」「品質規格」の見直しを行った。</p> <p>適用範囲拡大 用語の見直し</p> <p>誤植</p> <p>統一</p> <p>適用範囲拡大</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>用語の見直し</p> <p>適用範囲拡大</p> <p>適用範囲拡大</p> <p>適用範囲拡大</p> <p>用語の見直し</p>

盛土材料取扱基準 新旧対照表

<p>②75μmフルイを通るものの重量百分率(%) 0～25 ③425μmフルイパス分のPIが10以下 ④変状土CBR20以上 ⑤最大粒径100mm</p> <p>2) 路体材 現場発生土、山土等の路体材は、道路土工施工指針の品質及び施工方法に適し、次に掲げる規格に適合しなければならない。</p> <p>①4,750μmフルイを通る試料の中に占める75μmフルイパス分が50%以下 ②425μmフルイパス分のPIが30以下 ③変状土CBR 5 以上 ④最大粒径300mm</p> <p>3) 流用土 掘削土等を路体材として使用する場合には、路体に適した盛土材料でなければならない。</p> <p>4) 再生基礎裏込材</p>	<p>②75μmふるい通過質量百分率：0～25% ③塑性指数（425μmふるい通過分について）：10以下 ④設計CBR：20%以上 ⑤最大粒径：100mm以下</p> <p>(3) 路体材 山土等の路体材は、次に掲げる規格に適合しなければならない。</p> <p>①4.75mmふるいを通る試料の中に占める75μmふるい通過質量百分率：50%以下 ②塑性指数（425μmふるい通過分について）：30以下 ③最大粒径300mm以下</p> <p>(4) 建設発生土のうち工事間で流用する土砂 建設発生土のうち工事間で流用する土砂は、発生土利用基準（平成18年8月10日付け国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）に基づき有効利用を図るものとする。ただし、路床材へは、流用はできないものとする。</p> <p>(5) 再生基礎裏込材</p>	<p>用語の見直し</p> <p>根拠がないため削除</p> <p>用語の見直し 基準の明確化</p> <p>番号</p>
<p>4. 材料の使用承諾</p> <p>1) 採取場の承諾 土木事務所は、毎年度、管内の盛土材料販売業者などから使用承諾の申請（添付資料として①②の資料が必要）があった場合には、厳正かつ公平な検査を行い、結果を通知しなければならない。 合格した盛土材料使用承諾有効期限は1年間とし通年とする。ただし、新規等で年度途中で合格した場合の有効期限は翌年度当初の検査時までとする。 (後略)</p> <p>2) 工事に使用する場合の承諾 受注者は、路床及び路体材料を使用するときは、静岡県または静岡県内の公共団体が実施する立会検査による使用承諾書（過去1年以外のものに限る。）（様式-5）の提出により、監督員の承諾を受けなければならない。</p>	<p>4 材料の使用承諾</p> <p>(1) 採取場・生産設備の承諾 土木事務所は、管内の盛土材料販売業者等から使用承諾の申請があった場合には、厳正かつ公平な検査を行い、結果を通知しなければならない。 合格した盛土材料使用承諾有効期限は1年間とする。 (後略)</p> <p>(2) 工事に使用する場合の承諾 受注者は、裏込め材・埋戻し材、路床材及び路体材を使用するときは、静岡県またはこの取扱基準と同等の品質規格を定めている静岡県内の公共団体が通知した有効期限内の使用承諾書等の提出により、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>用語の見直し</p> <p>適用の拡大</p>
<p>5. 材料の検査</p> <p>盛土材の検査は、盛土販売業者からの申請を受付後、土木事務所検査監の立会いのもと以下の項目について実施する。</p> <p>1) 書類審査 (1) 現地採取土砂がある場合は、採取計画認可書、採取に関する認可期間並びに採取、採取範囲及び内容の確認 (2) (略) (3) (略)</p> <p>2) 生産施設の現地検査 (1) 生産工程のフロー図に基づく生産施設の確認 (2) 破砕材料受入れヤードにおける木片、レンガ、瓦、細長いまたは扁平な石片、ごみ、泥、有機物、石綿含有産業廃棄物などの不純物や有害物等の混入の有無を確認（目視検査） (3) 生産物ストックヤードにおける木片、レンガ、瓦、細長いまたは扁平な石片、ごみ、泥、有機物、石綿含有産業廃棄物などの不純物や有害物等の混入の有無を確認（目視検査）</p> <p>3) 土質試験による品質検査 (1) 土質試験試料採取 材料の品質試験用の試料採取は、土木事務所検査監立会のうえ、生産物ストックヤードからランダムに抽出して採取する。 (2) 土質試験資料採取数 (後略) (3) 土質試験内容</p>	<p>5 材料の検査</p> <p>盛土材（建設発生土のうち工事間で流用する土砂を除く）の検査は、盛土材料販売業者等からの申請を受付後、土木事務所検査監の立会いのもと以下の項目について実施する。</p> <p>(1) 書類審査 ①関係法令に係る許可書等の確認及び現地採取土砂がある場合は、採取計画認可書、採取に関する認可期間並びに採取、採取範囲、及び内容の確認 ② (略) ③ (略)</p> <p>(2) 生産設備の現地検査 ①生産工程及び生産設備の確認 ②破砕材料受入れヤードにおける木片、レンガ、瓦、細長いまたは扁平な石片、ごみ、泥、有機物、石綿含有産業廃棄物等の不純物や有害物等の混入の有無を確認（目視検査） ③生産物ストックヤードにおける木片、レンガ、瓦、細長いまたは扁平な石片、ごみ、泥、有機物、石綿含有産業廃棄物等の不純物や有害物等の混入の有無を確認（目視検査）</p> <p>(3) 土質試験による品質検査 ①土質試験試料採取 材料の品質試験用の試料採取は、土木事務所検査監立会のうえ、生産物ストックヤードからランダムに抽出して採取する。 ②土質試験試料採取数 (後略) ③土質試験内容</p>	<p>用語の見直し</p> <p>資料の重複を避けるよう追加</p> <p>修正 修正 修正</p> <p>修正 修正</p>

盛土材料取扱基準 新旧対照表

材料の品質を検査するため、次の土質試験により実施するものとする。ただし、再生基礎裏込材の試験は、骨材のふるい分け試験（JIS A 1102、1 試料）のみとする。
調査に要する費用は申請者が負担するものとする。

試験項目	試験方法	備考
土の含水比試験	JIS A 1203	3 試料または 6 試料
土の粒度試験	JIS A 1204	3 試料または 6 試料
土の液性・塑性限界試験	JIS A 1205	3 試料または 6 試料
土の締固め試験	JIS A 1210	3 試料または 6 試料
変状土 CBR 試験	JIS A 1211	3 試料または 6 試料
粗骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110	粒径37.5～75mmで実施
骨材のふるい分け試験 (再生基礎裏込材にのみ適用)	JIS A 1102	1 試料

※鋳物砂再生材は、溶出試験（平成15年3月6日環境省告示第18号）及び含有試験（平成15年3月6日環境省告示第19号）を必要とする。

6 材料の検査結果と通知

(1) ①～⑦ (略)

⑧ 溶出試験（平成15年3月6日環境省告示第18号）結果及び含有試験（平成15年3月6日環境省告示第19号）結果（**鋳物砂再生材の場合は添付する。**）

(2) ～ (3) (略)

(新規)

7. 施工

8. 品質管理

9. その他

(新設)

材料の品質を検査するため、次の土質試験により実施するものとする。ただし、再生基礎裏込材の試験は、骨材のふるい分け試験（JIS A 1102、1 試料）のみとする。
調査に要する費用は申請者が負担するものとする。

試験項目	試験方法	備考
土の含水比試験	JIS A 1203	3 試料または 6 試料
土の粒度試験	JIS A 1204	3 試料または 6 試料
土の液性・塑性限界試験	JIS A 1205	3 試料または 6 試料
土の締固め試験	JIS A 1210	3 試料または 6 試料
設計 CBR 試験（裏込め材・埋戻し材及び路床材にのみ適用）	JIS A 1211	3 試料または 6 試料
粗骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110	粒径37.5～75mmで実施
骨材のふるい分け試験 (再生基礎裏込材にのみ適用)	JIS A 1102	1 試料

※鋳物砂再生材は、溶出試験（平成15年3月6日環境省告示第18号）及び含有試験（平成15年3月6日環境省告示第19号）**実施し、土壌環境基準に適合しなければならない。**

※セメント及びセメント系固化剤を使用した土質改良土等を含む場合は、六価クロム溶出試験要領により、六価クロム溶出試験を実施し、土壌環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）に適合しなければならない。

6 材料の検査結果と通知

(1) ①～⑦ (略)

⑧ 溶出試験（平成15年3月6日環境省告示第18号）結果及び含有試験（平成15年3月6日環境省告示第19号）結果、**溶出試験（平成3年8月23日環境庁告示第46号）結果（必要な場合）**

(2) ～ (3) (略)

(4) 留意事項

盛土材料販売業者等は、使用承諾を得た盛土材の品質に変化が生じた場合または、採取場または生産設備を変更する場合は、速やかに土質試験を行い、改めて承諾を得るものとする。

(削除)

(削除)

(6 (4)へ移動)

7 河川築堤盛土材として望ましい品質規格

河川築堤盛土材は、市場の流通や検査体制が整備されるまでの間、暫定的に望ましい品質規格を定めるものとする。

・河川築堤盛土材

河川築堤盛土材は、河川土工マニュアル等に規定する品質及び施工性を満足し、次に掲げる規格に適合することが望ましい。

① 75μmふるい通過質量百分率：15～50%

② 最大粒径：100mm以下

③ 透水係数 (mm/s)： 1×10^{-2} 以下

④ 水素イオン濃度 (pH)：5.8～8.6

補足追加

基準類の見直し

基準類の見直し

9 その他 削除に伴う移動

共通仕様書と重複
共通仕様書と重複

移動

今後の導入に向け望ましい規格として追加（望ましい＝ガイドライン文章（参考指針）：ISO should）

河川土工マニュアル

//

設計のポイント
水質汚濁防止法

盛土材料取扱基準 新旧対照表

様式-1

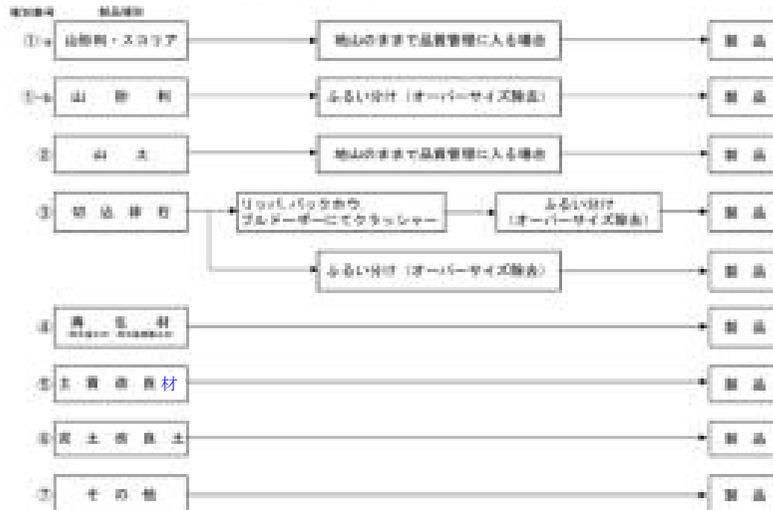
盛土材等採取土取場調査表

様式 1

番 号	種 別	名 称
会社 商 号 名		
採取土取場所在地		
採取土取場所在地地図番号		

種別番号	品 名	生産能力	調査年月日	備 考
		m ³ /月		
		m ³ /月		
		m ³ /月		

盛土材等採取工程のフローシート



(注) 1. 生産能力とは、1ヶ月の生産量を示す。
 2. 種別番号とは、採取工程のフローシートにおける種別番号を記入する。
 3. 再生土の場合、採取土取場所在地及びその電話番号を、生産工場とする。

様式-1

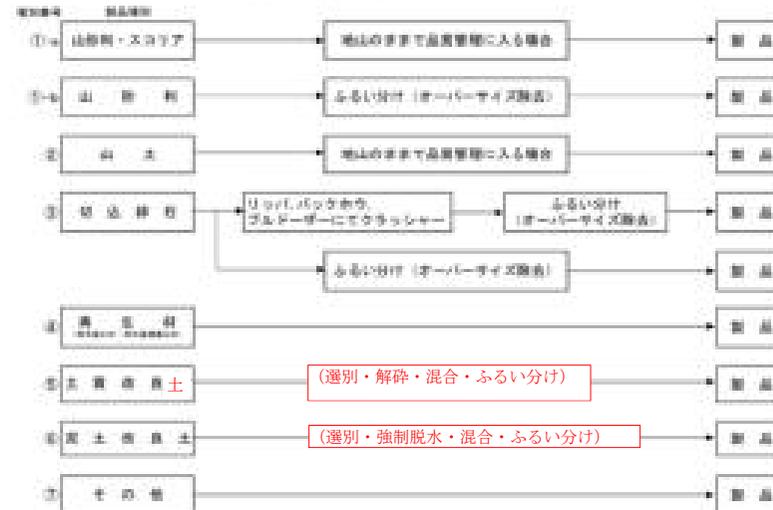
盛土材等採取土取場調査表

様式 1

番 号	種 別	名 称
会社 商 号 名		
採取土取場所在地		
採取土取場所在地地図番号		

種別番号	品 名	生産能力	調査年月日	備 考
		m ³ /月		
		m ³ /月		
		m ³ /月		

盛土材等採取工程のフローシート



(注) 1. 生産能力とは、1ヶ月の生産量を示す。
 2. 種別番号とは、採取工程のフローシートにおける種別番号を記入する。
 3. 再生土の場合、採取土取場所在地及びその電話番号を、生産工場とする。

盛土材料取扱基準 新旧対照表

別紙B

盛土材土質試験結果調査票

調査員: _____ 調査地点: _____ 静岡県〇〇土木事務所
 土取場所(記号): _____ 地区No.: _____ 静岡〇〇土木事務所

項目	単位	令和△年△月			令和○年○月			品質規格	備考
		1	2	3	4	5	6		
土質記号									
粒度 53mm	%							100	
37.5mm	"							95~100	
19mm	"							50~80	
4.75mm (4750μm)	"						25~100	15~40	
2.36mm	"							5~25	
75μm	"						0~25	*50以下	
塑性指数	LL/PL PI							10以下 30以下	
設計 CBR	%							20以上 設計に用いるCBR	
最大粒径	mm							100以下 300以下	
自然含水比	%								
最適含水比	"								
最大乾燥密度 (ρ dmax)	g/cm ³							E法にて実施	
ρ dmax × 0.95	"								
ρ dmax × 0.90	"								
隙のカサ比重	"								

1. 試験結果をこの調査票に整理して調査を行う。
 2. *50以下の場合は4.75mm (4750μm) 以下の通過試料に占める75μm以下の通過試料の割合とする。
 3. 設計CBRのデータ調査
 4. データの範囲：最大値 (MAX) ~ 最小値 (MIN)
 5. 公差：MAX-MIN
 6. 平均：X = ΣXi / N
 7. 標準偏差：σ = √{Σ(Xi - X)² / (N - 1)}
 8. 試料のCBR：X - σ
 9. 試料のCBR：20未満の場合は路体材としての使用のみ可能

別紙B

盛土材土質試験結果調査表

会社名: _____ 製品名称: _____ 静岡県〇〇土木事務所
 土取場所所在地: _____ 地区No.: _____ 令和〇年〇月〇日調査

試験項目	単位	令和△年△月			令和○年○月			品質規格	備考
		1	2	3	4	5	6		
土質記号									
粒度 53mm	%							100	
37.5mm	"							95~100	
19mm	"							50~80	
4.75mm (4750μm)	"						25~100	15~40	
2.36mm	"							5~25	
75μm	"						0~25	*50以下	
塑性指数	LL/PL PI							10以下 30以下	
設計 CBR	%							20以上 設計に用いるCBR	
最大粒径	mm							100以下 300以下	
自然含水比	%								
最適含水比	"								
最大乾燥密度 (ρ dmax)	g/cm ³							E法にて実施	
ρ dmax × 0.95	"								
ρ dmax × 0.90	"								
隙のカサ比重	"								

1. 土質試験結果をこの調査票に整理して調査を行う。
 2. *50以下の場合は4.75mm (4750μm) 以下の通過試料に占める75μm以下の通過試料の割合 (%)
 3. 設計CBRのデータ調査
 4. データの範囲：最大値 (MAX) ~ 最小値 (MIN)
 5. 公差：MAX-MIN
 6. 平均：X = ΣXi / N
 7. 標準偏差：σ = √{Σ(Xi - X)² / (N - 1)}
 8. 試料のCBR：X - σ
 9. 試料のCBR：20未満の場合は路体材としての使用のみ可能

適用拡大
用語の見直し